

伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全対策及び防犯対策の推進を図るため、交通安全対策関係団体及び防犯対策関係団体が実施する交通安全対策事業及び防犯対策事業に対し、予算の範囲内において伊勢原市交通防犯対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象とする団体、事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の要望)

第3条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付要望書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画案
- (2) 収支予算案
- (3) その他市長が必要と認める書類

(内定通知)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付要望があったときは、団体の活動内容を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市交通防犯対策事業補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、審査の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査の結果交付する補助金を変更すべきものと決定

したときは、伊勢原市交通防犯対策事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、交付の決定又は変更交付の決定をした後において交付するものとし、交付決定事業が完了した後に精算するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定通知書（第8条の変更交付決定を行った場合は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金変更交付決定通知書）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市交通防犯対策事業補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付決定事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（伊勢原市防犯及び交通安全関連団体補助金交付要綱及び伊勢原市防犯及び交通安全関連団体交付金交付要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 伊勢原市防犯及び交通安全関連団体補助金交付要綱（平成18年伊勢原市告示第78号）

(2) 伊勢原市防犯及び交通安全関連団体交付金交付要綱（平成18年伊勢原市告示第79号）

（経過措置）

3 平成20年度の補助金に係る交付要望書等は、第3条の規定にかかわらず、平成20年4月30日までに提出することができる。また、この告示の施行の際現に提出されている廃止前の伊勢原市防犯及び交通安全関連団体補助金交付要綱交付要望等は、この告示に規定する交付要望書等とみなす。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日告示第91号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年8月31日告示第120号）

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 補助対象団体名 | 補助対象事業 | 対象経費 | 補助率 |
|-----------------|----------|---|-------------|
| 伊勢原市交通安全対策協議会 | 交通安全対策事業 | 春の全国交通安全運動費 夏の交通事故防止運動費 秋の全国交通安全運動費 年末の交通事故防止運動費 交通安全普及・啓発事業費 市民総ぐるみ大会費 自転車事故防止対策費 会議費・事務費 | 対象経費の全額 |
| 伊勢原交通安全協会 | 交通安全対策事業 | 交通安全運動キャンペーン 交通安全の広報・啓発 交通安全教室開催費 交通安全緊急対策費 交通指導員の育成費 | 対象経費の2分の1以内 |
| 伊勢原安全運転管理者会 | 交通安全対策事業 | 交通安全運動費 交通安全教室・大会開催費 交通安全緊急対策費 | 対象経費の2分の1以内 |
| 伊勢原市交通安全母の会 | 交通安全対策事業 | 交通安全運動開催費 交通安全教室開催費 研修会開催費 | 対象経費の全額 |
| 伊勢原青少年交通安全連絡協議会 | 交通安全対策事業 | 交通安全運動費 交通安全教室・大会開催費 交通安全緊急対策費 | 対象経費の2分の1以内 |
| 伊勢原市防犯協会 | 防犯対策事業 | 連絡会議及び活動運営に要する経費 防犯パトロール、防犯啓発キャンペーン、広報物配布等の自主防犯活動事業に要する経費 防犯指導員によって結成されている協議会（防犯指導員部会）への助成経費 | 対象経費の全額 |

第1号様式（第3条関係）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市交通防犯対策事業補助金の交付を要望します。

1 交付要望額 円

（注）事業計画案及び収支予算案を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市交通防犯対策事業補助金の
交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢
原市交通防犯対策事業補助金交付（変更交付）申請書を提出されるよう通知します。

1 補助金交付予定額 円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第5条、第7条関係）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

（注）事業計画書（変更事業計画書）及び収支予算書（変更収支予算書）を添付してください。

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市交通防犯対策事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交通安全対策事業又は防犯対策事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 補助事業等の内容又は補助事業の経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事務担当は、 ）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市交通防犯対策事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交通安全対策事業又は防犯対策事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 補助事業等の内容又は補助事業の経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事務担当は、 ）

第6号様式（第9条関係）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり、伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更（中止・廃止）の理由

第7号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）
承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び

代表者氏名



交付決定のありました伊勢原市交通防犯対策事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- 1 交付決定通知額 円
- 2 既交付額 円
- 3 今回交付請求額 円
- 4 未交付額 円

5 補助金の振込先

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |
| 預金種類 | | 口座番号 | |

※口座番号は右詰、7桁で記載下さい。

6 添付書類

- 伊勢原市交通防犯対策事業補助金交付決定通知書の写し
- 伊勢原市交通防犯対策事業補助金変更交付決定通知書の写し

(注) 上記のいずれかにレ点をつけて下さい。

第9号様式（第12条関係）

年度伊勢原市交通防犯対策事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市交通防犯対策事業補助金に係る実績を伊勢原市補助金等の交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

| | |
|----------|---|
| 1 補助金受領額 | 円 |
| 2 補助金実績額 | 円 |
| 3 補助金精算額 | 円 |

（注）事業報告書及び収支決算書を添付して下さい。